

指宿広域市町村圏組合契約規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第25号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号

平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び条例に定めのあるもののほか、契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 この規則の契約に関する事務の取扱いに関しては、指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。